別記様式第3号(第8条関係)

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

議案の 件 名 議案第43号

交野市税条例等の一部を改正する条例について

政策等

計画 ・ 事業 ・ 条例

の区分 その他(

令和4年6月定例会 〈政策等の概要〉 〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めるがある 他市においても、地方税法及び関連省令等の改正に伴う条例改正を行う。 もののほか、この条例の定めるところによる。 〈財源措置の状況〉 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円) 総事業費 国庫支出金 府支出金 その他 一般財源 〈政策等を必要とする背景〉 〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 令和4年4月1日付で、改正地方税法が一部施行されたことに伴い、市税条例の関連条文を改正す 【納税証明書及び固定資産税関連】 るもの。 納税者の安全を確保するもので、税収には影響ないと想定される。 【市府民税】 住宅借入金特別控除については、国からの交付金による減収補填措置対象となる。 〈総合計画等の整合〉 〈提案に至るまでの経緯〉 令和4年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律が公布 "かたのサイズ"をめざす像 48 道路や公園など生活環境がきれいに保たれている 令和4年4月1日 地方税法等の一部を改正する法律が一部施行 64 公害のない心地よく住める環境を守っている (主要3つ) 65 地球の温暖化に気を配り環境にやさしい配慮をしている ○その他の計画 (該当する場合のみ) 計画名称 〈市民参加の状況〉 策定年度 有 · 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。) 計画期間 〈政策等の実施時期〉 公布の日、民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24 号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日、令和5年1月 1日、令和6年1月1日 担当部局 添付資料(有の場合は、その名称) 担当課 市民部 税務室 無 (条例概要、新旧対照表)

議案第43号 交野市税条例等の一部を改正する条例について

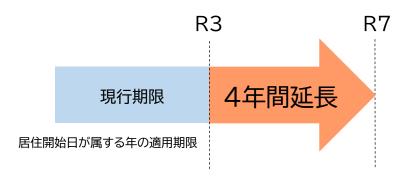
1. 条例改正の目的

地方税法等の改正に伴い、条例を改正する。(施行日:公布の日等)

2. 主な条例改正の内容

①住宅借入金等特別税額控除適用期限を4年延長する。

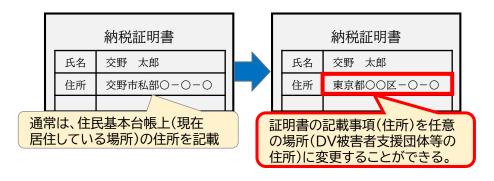
【個人市民税: 附則第9条の2の2関係/施行日: 令和5年1月1日】



※特例措置の控除期間10年を13年に延長させる措置内容は変更なし

②改正民法のDV被害対策に伴い、市税の納税証明書 及び固定資産税台帳関連証明書の記載事項を変更する。

【納税証明書:第10条関係 固定資産税:第84条関係/施行日:民法等の一部を 改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日】



3. 関連Webサイト:https://www.soumu.go.jp/main content/000788816.pdf【総務省】

交野市税条例等の一部を改正する条例案 新旧対照表

第1条 交野市税条例(平成15年条例第38号)

旧 新 (徴収猶予の申請手続等) (徴収猶予の申請手続等) 第6条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次 第6条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次 に掲げる事項とする。 に掲げる事項とする。 $(1) \sim (4)$ (略) $(1) \sim (4)$ (略) (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかど (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかど うか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合 うか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合 にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及 にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及 び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。) び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。) (6) (6) (略) (略) $2 \sim 7$ (略) $2 \sim 7$ (略) (納税証明書の交付手数料) (納税証明書の交付手数料) 第10条 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に 第10条 法第20条の10の納税証明書の交付 規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含 手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運 む。)の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運 送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しな 送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しな V V, 2 (略) 2 (略) (所得割の課税標準) (所得割の課税標準) 第19条 (略) 第19条 (略)

旧

2 · 3 (略)

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確 定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項そ の他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡 所得金額に係る所得の金額については、適用しない。 2 · 3 (略)

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日 の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第28条第1項の規定による申告書
 - (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確 定申告書に限る。)

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむ

旧

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第25条 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する<u>確定申告</u>書 に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書
 - 上で記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに

を得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等 譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1 号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場 合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案し て、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき は、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確 定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第25条 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する特定配当 等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となっ た特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割 額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額 申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の 基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株 式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに

旧

定めるところにより同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行 規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければなら ない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により、給与 支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1 月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前 年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなか った者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第3 14条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶 者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対 象配偶者に該当しないものに係るものを除く。) 若しくは法第314条 の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除 額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損 失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額 定めるところにより同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の府民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額

旧

の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計 所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下で ある者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が 提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定に より、市長の定める様式による。

$3 \sim 9$ (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3

の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計 所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下で ある者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が 提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定に より、市長の定める様式による。

$3 \sim 9$ (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する 申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得 者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に 経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与 支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日まで に、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書 を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

旧

項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与 の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当す るものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次 条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4)(略)

 $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところ

(2) (略)

(3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

_____扶養親族(控除対象扶養親族_

_を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところ

旧

により、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を 経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) (略)
- (4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第29条 (略)

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第 2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1 項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書 に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記し</u>なければな らない。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第54条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならな

により、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を 経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第29条 (略)

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第 2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1 項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により 附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書 に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記し</u>なければな らない。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第54条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならな

旧

V /

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第84条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項 ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧<u>(法第382</u> 条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をした ものの閲覧を含む。)の手数料は、1回につき300円とする。ただし、 法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間 において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しな い。

2 (略)

附則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第9条の2の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

V,

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第84条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項 ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧

______の手数料は、1回につき300円とする。ただし、 法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間 において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しな い。

2 (略)

附則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第9条の2の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第13条 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

$3 \sim 16$ (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第45条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

第13条 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合 は4分の3とする。

旧

$3 \sim 16$ (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第45条 (略)

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
 - (1) 第19条第4項ただし書の規定の適用がある場合
 - (2) 第19条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載

旧

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 に係る市民税の課税の特例)

第48条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第57条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得 税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適 用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。 された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないこと が適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 に係る市民税の課税の特例)

第48条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第57条の2 (略)

2·3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知 書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下こ

旧

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第58条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得 税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適 用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。 の項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確 定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第58条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知 書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下こ の項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記 載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについて やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用す る。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれ

旧

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第25条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第58条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る「同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所

得の明細に関する事項の記載がある場合

一であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」

も提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の 事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市 長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確 定申告書に限る。)
- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第25条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第58条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」

新	ΙĦ
とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> 第63条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の2の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第2条 交野市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第11号)

新	旧
(交野市税条例の一部改正)	(交野市税条例の一部改正)
第1条 交野市税条例(平成15年条例第38号)の一部を次のように改	第1条 交野市税条例(平成15年条例第38号)の一部を次のように改
正する。	正する。
(中略)	(中略)
第28条の3第1項中「 <u>扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」</u>	第28条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満
<u>を加え、「有しない者を除く」を「有する者</u> に限る」に改める。	<u>の者</u> に限る」に改める。
(後略)	(後略)
附則	附則
(市民税に関する経過措置)	(市民税に関する経過措置)
第2条 第1条の規定による改正後の交野市税条例 <u>第15条第2項及び</u>	第2条 第1条の規定による改正後の交野市税条例 <u>の規定中個人の市民</u>
第28条の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以	税に関する部分 は、令和6年度以
後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人	後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人
の市民税については、なお従前の例による。	の市民税については、なお従前の例による。